

令和8年度ふるさと・きずな維持・再生支援事業の概要

※本事業は、内閣府の交付金を活用して実施するため、同交付金が交付されない場合や、福島県議会により令和8年度予算が議決されない場合は実施されません。

1 目的

本事業は、NPO等が行う、原子力災害からの本県の復興・被災者支援の取組、原子力災害による避難者への支援の取組、原子力災害に係る風評被害対策の取組、原子力災害からの復興・被災者支援に取り組むNPO等への支援の取組を支援し、NPO法人等によるきめ細やかな復興支援活動等の継続的な実施を通じて、本県のきずなの維持・再生を図ることを目的としています

2 内容

(1) 予算額 63,000千円程度

(2) 補助対象者

NPO等又は当該NPO等が主体となった地方公共団体を構成員に含む協議体

※ NPO等とは、特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織（自治会、町内会等）、協同組合等の民間非営利組織とします。

(3) 補助事業の内容

- 原子力災害による被災者等の見守りやカウンセリング、日常生活に支障を来している被災者等の支障を軽減するためのサポートといった被災者の心のケア、健康・生活支援に向けた取組
- 原子力災害被災地域や災害公営住宅等での被災者間や被災者と行政・支援者・地元住民等との連携・交流、被災地域における自立に向けた意見交換、協働等の場づくり等といったコミュニティ形成等の復興に向けた取組（ただし、将来の災害の備えや地域振興策に係る取組は除く。）
- 原子力災害により避難した方々の避難先での交流、帰還に向けた活動、風評被害対策
- 復興・被災者支援を行うNPO等の取組を、補助事業終了後も継続できるよう、ノウハウや情報の提供等によりサポートする中間支援

上記4つのうちいずれかに該当する取組であり、原子力災害による地域の課題やニーズを的確に捉え、復興支援や被災者支援等に特に高い効果が見込まれ、事業の実施によりふるさと・きずな維持・再生支援事業の目的が達成されると認められる事業を対象とします。

(4) 補助対象経費

人件費、諸謝金、旅費、消耗品費、通信運搬費、使用料及び会場借料、委託料等

(5) 補助金額

○ 補助率：9/10以内 ※1/10以上自己負担

○ 上限額：8,000千円 下限額：概ね1,000千円

(6) 補助事業実施期間 令和8年6月1日（月）～ 令和9年3月19日（金）

(7) 補助事業募集期間 令和8年3月9日（月）～ 令和8年4月3日（金）必着

【事業スキーム】

